

業務委託仕様書

1 件名

令和 7 年度越境 E C 等サポート業務委託

2 業務目的

今後も世界的な市場の成長が見込まれている国際的な電子商取引である越境 E C（以下「越境 E C という。」）は、企業の関心も引き続き高い。その一方で、多くの企業は、優れた技術・商品を持ちながらも、海外消費者への訴求の難しさや専門知識の不足などの課題を抱えている。

そこで、本事業において、市内中小企業等が、越境 E C 専門家による出品代行支援を受けながら、自社製品等の販路拡大に取り組む環境を整備するとともに、金融機関等との連携による企業間ビジネスの創出を促す。

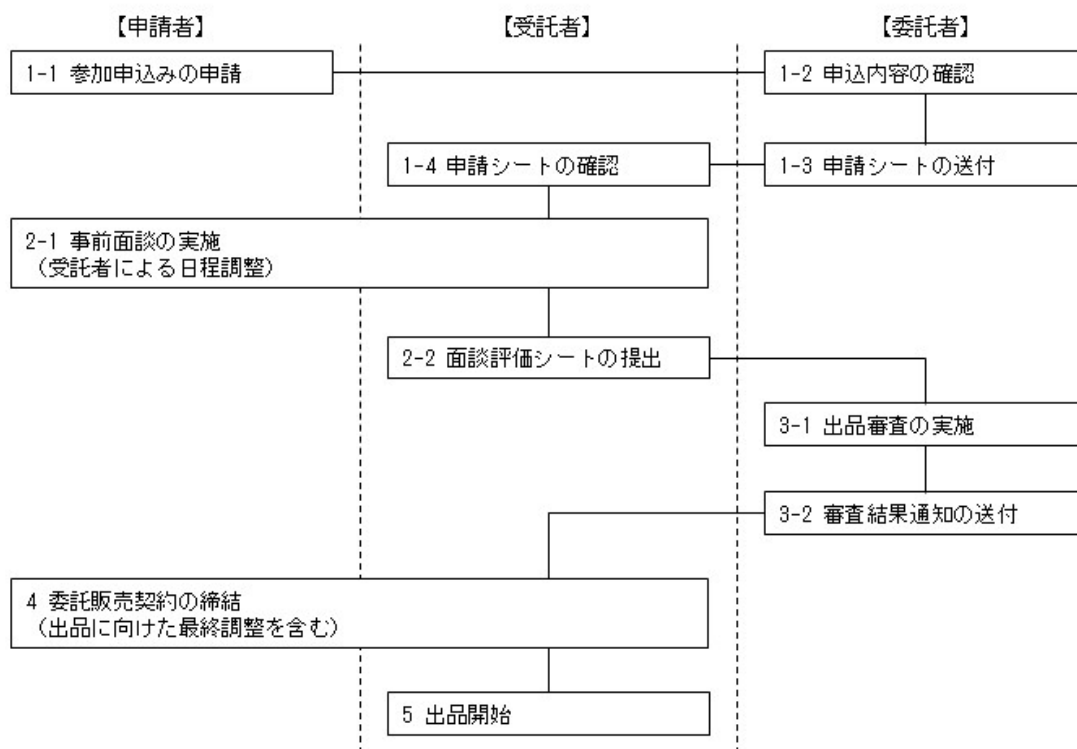
これらの取組により本市にゆかりのある製品を P R し、海外への販路拡大を促進するとともに市内企業の国際競争力の強化を目指す。

3 制度概要

名称	越境 E C 等サポート業務委託
想定参加企業数	50 社程度
想定出品商品数	150 品程度
対象事業者	出品可能な企業は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が出品事業者として適当ではないと認める場合は、この限りではない。 （１）次のいずれかに該当する事業者であること。 ア 川崎市内に事業所を有していること イ その他本事業の目的に資する製品等を提供する者として市長が特に認める法人等であること。 （２）市民税を滞納していないこと （３）「川崎市暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でないと判断されるものではないこと。 （４）各種法令に適した商品等の提供を行っている事業者であること。

対象商品	中小企業等が、企画・販売する自社製品（製造のみ外部委託も可とする。） （例）工業製品、日用雑貨、コスメ・美容品、アウトドア用品、スポーツ用品、食品等
参加企業等の手続きの流れ	（１）エントリー申請 （２）事前面談 （３）審査 （４）参加企業と受注者による委託販売契約 （５）出品開始

4 全体の流れ



5 委託期間等

(1) 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

(2) 委託業務の範囲

- ア 越境ECモール出品代行支援業務
- イ 企業間ビジネス創出支援業務
- ウ 専門家によるフォローアップ支援
- エ 出品企業の募集及び選定支援
- オ その他の事務

6 事業スケジュール

(1) 事前事業説明

令和7年4月上旬オンライン配信（録画）

(2) 参加申込受付期間

令和7年4月上旬から令和7年8月末まで

※定数になり次第、申込み締切り

(3) 越境EC専門家による事前面談

随時実施

(4) 越境EC専門家による面談評価シートの提出

随時実施

※受注者が申請者と日程調整を行うものとする。

(5) 出品企業の決定

随時実施

(6) 越境ECモール出品代行支援による出品及び特設サイトの開設

令和7年4月上旬から令和8年3月末まで

※商品の販売に関する一切の手続きについては令和8年3月末オーダー分まで対応すること。

(7) ワークショップの実施

令和7年10月頃

(8) 企業間ビジネス創出支援の実施

通年実施

(9) フォローアップ会

令和8年3月頃

7 委託内容の詳細

受注者は、越境ECモール出品代行支援業務等の事務処理全般を行う。ホームページは、受注者が構築する。企業募集については発注者が行う。

(1) 越境ECモール出品代行支援業務

中小企業等を中心とした市内企業約50社に対し、次のような出品代行支援を行う。

ア 特設サイトの開設

下記の対象国・地域で閲覧できる越境ECモール内において、市内企業の商品を販売する特設サイトを開設する。

(ア) 越境ECモール

国際的な越境ECモールを使用すること

(イ) 対象国・地域

米国を重点国とする全世界

(ウ) サイト内の表示言語

英語

(エ) 出品期間

令和7年4月上旬から令和8年3月末までの約1年間

イ 管理運営

(ア) 出品企業の募集要項等で定める応募条件や応募における留意事項について事前に発注者と協議を行うこと。

(イ) 出品商品数は、概ね150商品とする。

(ウ) 掲載コンテンツについては、写真・商品名・値段・受注可能数等、商品購入にあたり必要な情報を網羅すること。また、商品の付加価値を高めるために有効となる周辺情報等について併せて掲載すること。

(エ) 受注者及び出品企業等からの求めに応じて、適宜コンテンツの更新を行うこと。

ウ 販売管理

(ア) 販売形式は、委託販売形式とする。委託販売に必要な取り決め事項について、出品企業と受注者が協議し契約締結の上、出品を行い、掲載内容・経過の概要を発注者へ報告すること。

(イ) 出品サイトの利用者からの注文が入った際、出品企業に対して受注があった旨を通知し、受注品の受け取りを行うこと。

(ウ) 出品サイトの利用者による決済が確実に実施されたことを確認すること。

(エ) 出品企業による商品の納品方法は、国内指定倉庫に在庫又は受注毎に納品することを基本とするが、商品により他に適切な配送手段がある場合は、出品企業と協議の上、選択するものとする。いずれの場合も、国内指定倉庫までの商品発送及び掲載期間終了後の国内指定倉庫から出品企業までの返送に係わる費用は出品企業負担とする。

(オ) 発送にあたっては日本国内及び配送先の地域に則した法令を遵守するほか、税関手続きやその他発送に必要な手続き等受注者が行うこと。

(カ) 出品企業との協議によって決められた内容に基づき、適切に出品企業へ販売代金の入金処理を行うこと。

(キ) 購入者からの問い合わせ窓口を設置すること。なお、問い合わせ方法は実施対象国内において一般的な方法を適用すること。

(ク) 受注者は、本事業における業務の中で、出品企業の実費負担による出品を除き、出品企業や出品サイトの利用者から利益を徴収しないこと。

エ プロモーションの実施

(ア) 出品商品について、マスメディアやSNS等を活用し、効果的な販売促進を展開すること。

(イ) 出品カタログ掲載用のプロモーション動画を1社につき1動画作成すること。

オ 越境EC専門家による助言の実施

(ア) 出品商品に関するアドバイスや顧客からの問い合わせ対応等について、越境 E C 専門家による助言を随時行うこと。

(イ) 出品開始から 3 か月毎を目途に、出品企業に対してレポートを発行し、販売状況の報告及び特設サイトのアクセス分析結果等をまとめたフィードバックを行う。そのうちの 1 度は海外バイヤーからのコメントを含むフィードバックとする。

カ 出品企業による費用負担

出品企業が負担する費用は、以下の表のとおりとする。詳細は、発注者と協議の上、決定すること。

想定される費用	基本的な考え方
個別商品ページ作成に係る費用	1 商品につき、上限 12,500 円 (日英翻訳付の場合、1 商品につき、17,500 円を上限とする) ※昨年度からの継続企業に関しては 1 商品につき 5,000 円を上限とする。
販売手数料	各社で実費負担。上限 10%。
海外 PL 保険	1 社につき (目安) 上限 40 千円/年 団体加入 (PL 保険未加入の場合は、各社で補償全額実費負担)

(2) 企業間ビジネス創出支援業務

金融機関等と連携しながら、越境 E C を活用した企業間ビジネスの創出に取り組むこと。

ア 越境 E C モール内での卸売り対応

イ 商談オファーへの対応

(ア) 商談オファーの取り次ぎ

(イ) オンライン商談の実施

企業の求めに応じて、通訳を各社実費負担で手配すること。

ウ 越境 EC モール内でのサンプル購入等の対応

エ 海外現地における製品 P R 企画

(ア) 展示会への出展

(イ) 常設展示等による製品に対するバイヤー意見の収集

(3) 専門家によるフォローアップ支援

ア 出品企業を主な対象として、海外現地の小売情報や越境 E C、プロモーションに係る知識及び経験を有する専門家を講師とするワークショップを 1 回以上行うこと。

イ 出品企業を対象に、出品期間終了後に向けたフォローアップ会を開催すること。フォローアップ会では、各種データに基づくフィードバックを行うとともに今後の方針等について助言を行うこと。

(4) 出品企業の募集及び選定支援

- ア 事前説明会をオンライン配信（録画）にて行うこと。
- イ 応募企業に対して、越境EC専門家による事前ヒアリングを実施する。事前調査・面談（1社につき30分程度）・報告書等作成など、1件あたり計3時間程度の業務を想定すること。
- ウ 申込書及びヒアリング内容を基に次の項目について越境EC専門家による評価を行い、一覧表を発注者に提出する。
 - （ア）独創的で個性的な商品であるか
 - （イ）越境ECを利用する消費者に対し興味を引く商品であるか
 - （ウ）越境ECモールに適した商品であるか
 - （エ）越境ECを活用した商品販売に関する社内体制（ホームページやSNSの運用、担当者の配置等）が整っているか
 - （オ）安全に使用できる商品であるか
 - （カ）その他本事業の出品商品として適当な商品であるか
- エ 発注者は、越境EC専門家による評価等を基に審査を行い、出品企業を決定する。
- オ その他、募集要項の作成支援、企業からの各種問合せ対応、ヒアリングに係る企業及び関係者間の日程調整など、募集に係る事務局業務を担うこと。

(5) その他の事務

- ア 本事業の実施に係る事務局業務を担う。
- イ 本事業の実施にあたっては、オンラインを活用するとともに、意見交換やグループワークなど、対面で行う方が効果的な場合は、各種感染症等の感染対策に留意しながら対面で行うこと。
- ウ 会場の確保が必要な場合は、受注者が手配する。施設使用料が発生する場合は、受注者が本委託料から支払うこと

8 業務状況の記録及び提出

- (1) 企業訪問記録、課題解決に向けた支援の記録等を整理し、企業ごとの支援報告書を電子データで提出すること。なお、支援報告書は、業種や企業の規模ごとの課題や、課題解決に有効となった支援方策などを整理し、事業実施、改善に役立つ内容となるよう努めること。
- (2) 会計関係帳簿及び証拠書類を整備し、本委託事業に係る経費等を明確にすること。
- (3) 関係書類については、委託完了年度の翌年から起算して5年間保存し、各種監査が行われる際には、発注者の求めに応じ関係書類を提出すること。

9 運営品質の確保

業務を適切かつ迅速に行うための作業手順書等を作成し、必要に応じて更新すること。主に出品開始にあたってはダブルチェックを行うなど、作業品質を確保できる体

制を整えること。万一ミスを発見された場合は直ちに発注者に報告し、今後同様のミスが生じないよう適正な処置を講じること。

1 0 貸与資料等の管理

- (1) 受注者は、貸与資料等及び発注者に帰属した作業中データ及び成果物を、発注者の承諾を得ずに、発注者の指示する目的以外に使用、又は第三者へ提供してはならない。
- (2) 受注者は、発注者の承諾を得ずに、貸与資料等及び発注者に帰属した作業中データ及び成果物を作業場所から持ち出してはならない。
- (3) 受注者は、貸与資料、作業中データ及び成果物を閲覧できる者の制限等を行い、資料等を適切に管理しなければならない。
- (4) 契約が終了したとき又は貸与目的に達したときには、受注者は貸与資料等及び作業中データ及び成果物を発注者に返却し、又は発注者の承認を得て破棄しなければならない。複製物及び貸与された資料をもとに変更したものも同様とする。
- (5) 資料等を発注者の承認を得て破棄した場合、確実に破棄した旨の証明を書面で発注者に提出しなければならない。

1 1 再委託について

- (1) 受注者は、個別の業務を再委託することができる。その場合、発注者に事前に書面で承認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、再委託をする場合は可能な限り川崎市内の中小企業へ再委託するよう努めるものとする。
- (3) 再委託を行う場合、必ず再委託先の事業者と個別に契約を交わし、個人情報を取扱う業務においては、盗難・紛失、滅失等が発生した場合の責任分担を予め取決めておくこと。

1 2 個人情報の取り扱いについて

本件業務の履行に係る個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取り扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

1 3 合意管轄裁判所

この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

1 4 完了検査

- (1) 受注者は、発注者が定める期間ごとに事業の実施状況を報告するものとし、また事業が完了したときは、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受注者は自らの責に帰すべき理由による成果物の不良個所等が発見された場合

は、速やかに訂正又はその他の処理を執るものとする。

1 5 成果物

本業務の成果物及び提出期限は以下のとおりとする。

成果物	提出期限	数量
事業報告書（電子データ）	令和8年3月31日	—
販売実績報告書（電子データ）	令和8年3月31日	—

1 6 その他

- （1）本件業務は、関係法規等を遵守し、法規法令の趣旨に沿って業務を実施しなければならない。
- （2）本件業務は、川崎市契約規則及び川崎市委託契約約款によるほか、本仕様書に基づき実施すること。
- （3）受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- （4）本件業務の履行に当たり、契約書、仕様書及び委託者から提出された資料等に明記されていない事態が発生した場合は、受注者と発注者が協議するものとする。
- （5）本件業務の履行に係る細部事項等について、発注者から協議の要請を受けた場合は、速やかに応じるものとする。